

令和6年矢板市議会定例会

第398回定例会議

# 報告事項説明書

令和6年9月

矢 板 市

## 報 告 事 項 説 明 書

令和6年矢板市議会定例会第398回定例会議に報告いたします事項について、御説明申し上げます。

報告第1号 令和5年度矢板市一般会計継続費精算報告書の報告については、令和4年度から令和5年度までの2か年継続事業として実施しました体育施設整備事業について、その事業が終了いたしましたので、法の定めるところにより、報告するものであります。

### 参 考 地 方 自 治 法 ( 抜 粋 )

(継続費)

- 第212条 普通地方公共団体の経費をもつて支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたつて支出することができる。
- 2 前項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。

### 参 考 地 方 自 治 法 施 行 令 ( 抜 粋 )

(継続費)

第145条 第1項省略

- 2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

以下省略

報告第2号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、矢板市の令和5年度決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業会計の資金不足比率について、法の定めるところにより、監査委員の意見を付けて、報告するものであります。

参 考 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜粋）

（健全化判断比率の公表等）

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

以下省略

（資金不足比率の公表等）

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

以下省略